仙台市公告第 472 号

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により届出のあった下記の店舗計画について、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から起算して 4 か月を経過する日までに仙台市長に意見書を提出することができます。

令和 8 年 5 月 26 日

仙台市長　　郡　和子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォレオせんだい宮の杜 C 街区

仙台市宮城野区東仙台四丁目 101 番 28 号、29 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友信託銀行株式会社 代表取締役社長　米山　学朋

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三井住友信託銀行株式会社 代表取締役社長　大山　一也

（変更後）三井住友信託銀行株式会社 代表取締役社長　米山　学朋

(4) 変更の年月日

令和 8 年 4 月 1 日

(5) 変更する理由

代表者変更のため

2 届出年月日 令和 8 年 5 月 21 日

3 縦覧場所

仙台市青葉区国分町 3-6-1

仙台市経済局産業政策部商業・人材支援課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 26 日から令和 8 年 9 月 26 日まで

（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

5 注意事項

意見書には、(1)意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）、(2)意見の内容、(3)意見を提出する者が私人である場合には氏名及び住所の公表の意思の有無を記載してください。提出された意見の内容は、原則として仙台市公報で公告され、縦覧に付されます。